

## **[事案 27-140] 保険金額増額請求**

・平成 28 年 1 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

無断で保険金額を減額させられたとして、保険金額の減額を取り消し、元の保険金額への復元を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 63 年 9 月 1 日に契約した定期保険特約付養老保険について、入院給付金請求手続のために保険証券を保険会社担当者に渡したところ、担当者が保険証券を紛失し、再発行手続の際に自分に無断で保険金額を減額したものであるから、保険金額の減額を取り消し、満期保険金額を元の金額に復元してほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約時から満期保険金額は、申立人が減額したと主張している満期保険金額であり、契約内容を変更した経緯はなく、無断で減額処理を行った事実は存在しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を実施した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、証券再発行時に契約時の契約内容が変更されたと認めることはできないこと、およびその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規定第 37 条にもとづき手続を終了した。